

## 2. 県営住宅の入居を希望される方へ

よく読んで、理解したうえでお申込みください。

### 申込み時に知っておいてほしいこと

- (1) 申込用紙に記入された内容で審査をします。(申込み後の変更は不可)
- (2) 両親の片方との同居や友人などの寄合世帯等、不自然に分割した申込みは原則できません。
- (3) 住宅は、以前に人が居住していた住宅で、新築住宅ではありません。家具の置き跡、壁・天井・床の日焼け、色あせ、しみなどがありますのでご了承ください。
- (4) 浴槽、風呂釜を入居者個人で設置していただく住宅があります。給湯器、網戸、カーテンレールが設置されていない住宅もあります。設置されていない住宅については、必要に応じて入居者負担で設置していただきます。また、エアコン、ガスコンロ、照明器具などもご自身で設置いただきます。
- (5) 駐車場(有料)の有無は、18ページでご確認ください。  
団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となります。緊急時の救助、消火活動等の妨げとなりますので、絶対にしないでください。
- (6) 入居時に敷金(基本家賃の3か月相当額)納付が必要です。
- (7) 緊急連絡先の登録が1名必要です。県内に住所を有する方か入居決定者の親族にお願いします。
- (8) 入居を希望する団地の周辺環境等、事前に必ず確認してください。
- (9) 内覧会は行っておりません。(鍵渡し前に下見することはできません)
- (10) 犬・猫などのペットを飼育することは禁止しています。一時的な預かりも禁止です。
- (11) 入居決定後、申込者および同居人が暴力団員であることが判明した場合は、入居資格を無効とし、入居決定を取り消します。

### 入居が決まったら知っておいてほしいこと

- (1) 入居決定者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (2) 入居指定日に鍵を渡します。提出書類に不備があれば鍵が渡せません。(入居決定取消)
- (3) 名義人の氏名が変わったり、死亡・出生・転出などによる移動の届出が必要です。また、名義人が正当な理由で住宅に住まなくなった場合、残された家族が住むには、条件があります。
- (4) 入居時の同居者以外の方を同居させる時は県の承認が必要です。(無断同居は厳禁) 退去も同じです。(無断退去は厳禁)
- (5) 家賃は毎月末日に口座振替により納めていただきます。(ただし、末日が、土、日、祝日の場合は、納期限後の翌営業日) 3か月以上滞納されますと、住宅の明渡しを請求します。
- (6) 家賃・敷金以外にも共益費・自治会費等が必要となります。共益費は、団地生活上必要な共同施設の費用(外灯・エレベーター・給水ポンプ電気代や外灯・浄化槽等の維持管理費等)ですので、必ずお支払い願います。
- (7) 入居されますと、毎年度、家賃額を決定するために収入申告をしていただきます。収入申告をされない方については、近傍同種(民間並み)の住宅の家賃となりますので注意してください。なお、3年以上入居されている方が、収入基準を超えた場合は、家賃が割増しされ、明渡しの努力をしていただくこととなります。また5年以上入居されている方が、2年続けて高額所得者と認定された場合は、住宅を明け渡していただくこととなります。
- (8) 住宅の模様替・増築は、原則、認められません。  
(日常生活の上でやむを得ない事情がある場合は、申請・許可が必要)
- (9) 退去時には、ご自身で設置いただいたものは、ご自身で撤去してください。また、畳の表替え、ふすまの張替え、その他必要な修繕費をいただきます。

◎生活上の注意点、よくある質問とその回答は、16・17ページに記載しています。